

◆情報共有システム利用の流れ

発注手続

- 発注者は「特記仕様書」及び「条件明示チェックリスト（土木工事のみ）」において、情報共有システム試行対象工事（受注者希望型）となる旨を記載する。

契約時

- 受注者は、工事契約後、速やかに、情報共有システム利用の有無を工事打合簿により監督員に提出し、利用する場合は、利用するシステム名や受注者側の利用者を記載した情報共有システム事前協議シート（様式第1号）を用いて、発注者と協議を行う。

施工中

- 受注者及び発注者は、情報共有システムにより、土木工事においては、工事打合簿、材料確認書、段階確認書、工事履行報告書及び確認・立会依頼書を、土木工事以外の工事においては、工事打合簿を作成し処理する。なお、情報共有システム上で行う工事帳票の承認や決裁等の事務処理は、書面への署名・押印と同等の行為として取り扱う。

しゅん工時

- しゅん工図書提出時に、各帳票（工事打合簿、材料確認書、段階確認書、履行報告書、確認・立会依頼書）を電子媒体に記録し納品する（※紙提出はしない）。